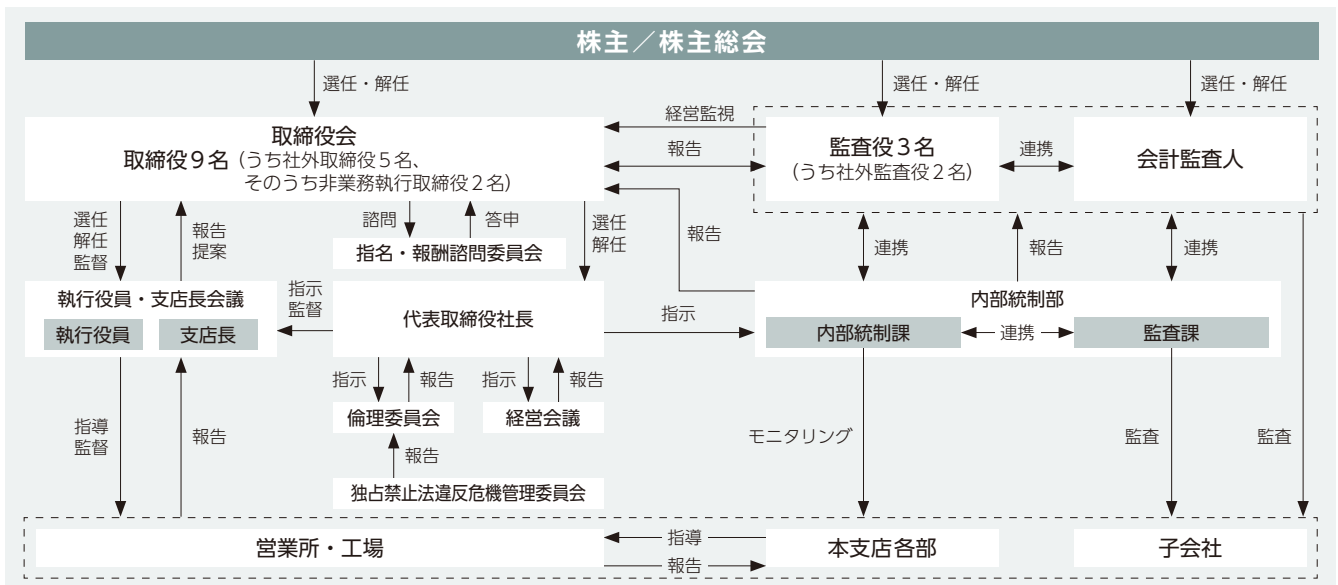


ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制



取締役会

9名(うち社外取締役5名、そのうち非業務執行取締役2名)で構成されています。取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、法令に定める事項および当社取締役会規程に定められた事項について決議します。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、法令に定める事項および監査役協議会規程に従い、取締役の職務の執行状況を監査し、経営の監視を行っています。

監査役協議会

監査役協議会を設置しています。3名(うち社外監査役2名)の監査役で構成されており、毎月1回開催するほか、必要に応じて意見の表明を行っています。

内部統制部

全社的なリスク管理の実施状況および内部統制の有効性・効率性の評価等を実施するため、内部統制部を設置しています。内部統制部では内部統制評価のほか、内部監査も行っています。内部統制部が実施する定期的なモニタリングの評価結果は、取締役会および監査役に報告しています。また、必要に応じて臨時的なモニタリングを実施しています。

取締役および監査役の報酬等

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性および透明性を確保することで、取締役に対する監督機能の強化を図るべく、指名・報酬諮問委員会を設置しています。業務執行取締役の種類別(基本報酬、賞与)の報酬割合、取締役の報酬等の総支給額、個人別報酬について、取締役会は指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて内容を決定します。監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しています。

監査体制

内部統制部が、監査計画に基づく会計監査、業務監査、内部統制監査を実施しています。監査結果は、取締役会および監査役協議会に報告するとともに、監査結果と是正状況について監査役に報告し、意見交換を行っています。監査役は、内部統制部および会計監査人と、監査報告等を通じて会合を行うとともに、必要に応じた打ち合わせを通じて、監査の実効性を高めています。

コンプライアンス

談合決別宣言

当社は、独占禁止法その他関係法令を遵守し、公正かつ自由な競争を実践するために、入札談合はもとよりすべての反競争的な行為を行わないことを誓います。信頼される企業を目指し「遵法」を最優先とした事業活動を行ってまいります。

コンプライアンス教育

インフロニア・ホールディングスによる経営層（役員、執行役員、支店長、管理職等）への研修、当社の各主管部門が実施する階層別・部門別の集合研修、本支店での会議の場を利用して行う研修、営業所・工場の監査終了後に実施する研修など、あらゆる機会を利用して、独占禁止法や建設業法、廃掃法、ハラスメントをはじめとするコンプライアンス全般の教育を行っています。2023年度は、70回、のべ1,791名がコンプライアンスに関する研修を受講しました。



コンプライアンス研修

内部通報制度など

企業倫理・法令遵守を推進するべく、内部通報（ヘルプライン）制度を整備しています。違法・不正行為、ハラスメント、人権問題など、職場に潜む問題を早期に解決することで、より良い職場づくりを目指しています。相談窓口には、内部統制部と弁護士事務所の双方に設けているヘルプライン相談室と、インフロニア・ホールディングスが設置している「職場のほっとテレホン」とがあります。通報・相談の手段には、口頭、電話、電子メール、郵便があり、

通報・相談者のプライバシーは保護されています（匿名も可能）。2023年度の通報実績は17件です。このほか、ホームページ上にコンプライアンス通報窓口を設け、外部の第三者からの通報も受け付けています。また、内部統制部では建設業法や独占禁止法などの法令に関するものから、コンプライアンス全般、社内ルールまで、幅広く相談を受け付けています。2023年度の相談件数は355件です。

反社会的勢力の排除

「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置付け、反社会的勢力との関係遮断に向けた社内体制を下記の通り整備して活動しています。

- ① 対応部署を総務部とする。
- ② 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
- ③ 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
- ④ 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。

腐敗防止

倫理綱領に綱紀粛正の徹底を掲げ、事業の適正化のために以下を徹底しています。

- ① 官公庁関係者およびこれに準ずる者に対する利益供与は一切厳禁する。
- ② 疑念を第三者に与えるような言動・行動は厳に慎む。
- ③ いかなる理由があろうとも非合法的手段による営業活動は厳禁する。

また、中元・歳暮時期にあわせ社内通達を出すなど、公務員との適切な関係保持や、従業員が自己の利益のために職務を濫用することのないよう努めています。

リスクマネジメント

BCP推進体制

地震等の自然災害発生時に事業を継続するための基本原則を、①人命第一 ②安否確認 ③防災意識 ④災害対策 ⑤訓練の5項目としています。当社では国土交通省に提出する「災害時事業継続計画書」の更新のみならず、支店ごとにBCPを策定し、非常時に役割と対策を遵守しながら迅速に対応できる体制を構築しています。さらに、被害を最小限に抑えることができるよう、毎年訓練を実施しています。災害対策本部は、地震発生時(最大震度6弱以上・災害協定に基づき要請があった場合)、大雨、大雪、暴風雪、暴風、波浪、高潮、大津波、噴火警報発令時に設置します。また、本店ビルが被災し使用不可能な場合に備え、第1代替拠点を北関東支店、第2代替拠点を関西支店と定めています。

全国BCP訓練の実施

2023年度は、富士山噴火による西関東支店および中部支店のそれぞれ2営業所2工場の被災を想定して実施しました。災害対策本部を本店に設置し、各拠点との連携を確認したほか、職員の安否確認手段、連絡用通信手段、停電時の電気確保、備蓄品等の再確認を行いました。訓練を通して得られた情報は、災害への備えとして全支店に共有しています。



BCP訓練

一時避難先としての災害協定

品川営業所は、品川区との「災害時における民間事業者施設の使用に関する協定」のもと、一時避難場所として受け入れの依頼を受けています。また、枝川ビル(東京都江東区)では、「帰宅困難者の受け入れに関する協定」を江東区と締結し、帰宅困難者160名、津波等発生時200名を想定した備蓄品を完備しています。

災害時避難訓練の実施

本店では、社員の安全意識を高めるための避難訓練を実施しています。2023年度は品川消防署大崎出張所の指導のもと、災害時避難訓練と消防訓練を行い、指定避難場所2カ所への経路を徒歩にて確認しました(2023年9月15日実施)。

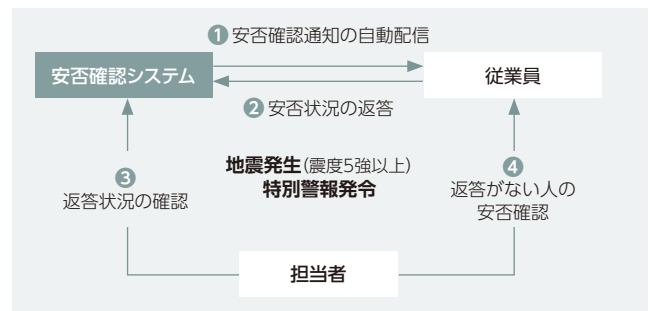


避難消防訓練

安否確認システムなどを活用した災害時の状況把握

震度5強以上または特別警報が発令された場合、全社員とその家族の安否を確認するメールを送信し、状況の把握を行うシステムを導入しています。この安否確認システムの実効性を担保するべく、全社員を対象とする訓練を定期的に行っています(2024年1月22日実施)。

安否確認システム



情報セキュリティ

「前田道路 情報セキュリティ方針」「情報システム管理規程」などに基づき、システムの管理体制を強化するとともに、従業員に対する教育や訓練を定期的に行うことで、情報セキュリティ管理を徹底しています。2023年度、重大な情報漏洩はありませんでした。